

静岡市土地等利活用推進事業 建設発生土受入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の土地等利活用推進事業建設発生土受入地(以下「受入地」という。)において、建設工事により発生した土砂(以下「建設発生土」という。)を搬入する者と、本市との間における、受入地を利用した建設発生土の受入に関する契約事項を規定することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 受入地の名称及び位置は、別表1に定めるとおりとする。

(管理及び運営)

第3条 受入地の管理及び運営は、市長が行う。

(管理業務の委託)

第4条 市長は、必要に応じ受入地の管理業務を委託するものとする。

(利用者の資格)

第5条 受入地を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建設工事を行う事業者
- (2) 建設発生土を取り扱う事業者
- (3) その他市長が特に認める者

(受入可能日)

第6条 受入地において建設発生土を受け入れる日は、次に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(受入可能時間)

第7条 受入地において建設発生土を受け入れる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(受入地の利用制限)

第8条 市長は、次に掲げる場合は、受入地の利用を中止させ、又は中断させることができる。

- (1) 台風、豪雨、地震等により受入地内に危険が生じた場合又は生じると予測される場合
- (2) その他受入地内に危険が生じた場合又は生じると予測される場合

2 利用者は、前項の規定による市長の中止又は中断の命令を受ける前においても、前項第1号又は第2号に該当すると認められる場合は、受入地の利用を中止し、又は中断しなければならない。

(受入契約の成立)

第9条 利用者は、受入地を利用しようとする場合は、あらかじめ建設発生土受入申請書(様式第1号)、搬入車両一覧表(様式第2号)、搬入計画書、暴力団排除に関する誓約書兼同意書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。ただし、静岡市工事入札参加資格認定業者登録のある利用者は、暴力団排除に関する誓約書兼同意書の提出を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申込があった場合において、受入地の利用を承諾したときは、利用者との間で建設発生土受入契約(以下「受入契約」という。)を締結するものとする。

3 市長は、受入契約の締結とあわせ、利用者に建設発生土搬入券を交付する。

4 市長は、受入地の適正な管理を行うため必要がある場合は、協議の上、受入契約に条件を付すことができる。

5 前各項の規定は、利用者が、第2項の規定による承諾を受けた事項を変更しようとする場合に準用する。

(受入契約の解除)

第10条 市長は、利用者による受入地の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、受入契約を解除することができる。

(1) 受入契約、この要綱若しくはこの要綱に基づき受入契約に付した条件又は市長の指示に違反したとき

(2) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき

(3) 受入地の施設、付属設備、器具その他工作物を毀損する恐れのあるとき

(4) 静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特にその利用を不相当と認めるとき

(遵守事項)

第11条 利用者は、受入地の利用に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建設発生土の搬入を開始するときは、事前に市長又は第4条の規定により市長から管

理業務の委託を受けた者に連絡しなければならない。

(2) 受入地の周辺地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう注意し、及び事故等の防止に努めなければならない。

(3) 搬入した建設発生土に建設発生土以外の物が混入されていた場合は、当該混入されていた物を利用者の責任において撤去しなければならない。

(受入基準)

第12条 受入地に受け入れる建設発生土は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)

第2条第1項の廃棄物でないこと。

(2) 木片、廃プラスチック類、コンクリート殻、アスファルト殻等の不純物を含まないこと。

(3) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第一に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土、第四種建設発生土であること。ただし、第三種建設発生土及び第四種建設発生土は、市内の公共工事で発生したものに限る。

(4) 最大粒径が300mm以下であること。

(5) 土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に基づく土壤溶出量・含有量基準及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第107号)第7条の規定に基づく土壤の環境基準及び静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(令和4年3月29日条例第20号)に基づく土砂基準を満たすこと。

2 搬入する建設発生土は、受入基準を満たしていることを証する別表第2に定める調査試験結果又はストックヤード運営事業者登録制度に登録されている事業者が発行する証明書を、搬入開始前に提出すること。

(入場禁止車両)

第13条 理由の如何にかかわらず、違法改造車両(差枠取付車等)、高枠車両及び過積載車両等の道路交通法(昭和35年法律第105号)、廃掃法その他の関係法規の規定により公道を走行することが禁止され、又は公道を走行することができない状態にある車両は、受入地へ入場することができない。

(受入地への搬入)

第14条 受入地への搬入に係る手順は次の各号に掲げる順序の通りとする。

(1) 搬入車両には、第9条第2項に規定する受入契約の際に受領した通行証を受入地の係

員から見える位置に掲示すること。

- (2) 利用者は、受入契約の際に受領した建設発生土搬入券を受付に提出し、受入地の係員の確認を受けること。
- (3) 受入地の係員から不相当と判断され、持ち帰りの指示を受けたときは、直ちに退場すること。
- (4) 受入地の係員から受入の確認を受けた後、指示された場所に搬入すること。
- (5) 搬入中又は搬入後、建設発生土の中に第12条に規定する受入基準に適合しないものが発見された場合は、利用者の責任において撤去すること。

(受入地内の注意事項)

第15条 受入地内での車両走行は、時速10km以下で走行しなければならない。

- 2 降雨時には、防水シートで荷台を覆う等を行い、汚泥状態にならないようにしなければならない。仮に、汚泥状態になった場合は、受入基準を満たさないものとし受入することはできない。

(建設発生土受入料の算定)

第16条 建設発生土を受入地に搬入するに当たって利用者が市長に支払うべき代金（以下「受入料」という。）の額は、別表第1に定める搬入する建設発生土1立方メートル当たりの単価に次条に定める建設発生土受入量を乗じた額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき課せられる消費税等の額をいう。）を加えて得た金額とする。

(建設発生土受入量への換算)

第17条 市長は、受入地に搬入する建設発生土を搬入車両の台数で管理し、搬入車両台数に別表3に掲げる換算値を乗じて得た数量を搬入する建設発生土の建設発生土受入量とする。

- 2 前項の規定により得た数量に1立方メートルに満たない端数があるときは、当該端数は、1立方メートルとみなす。

(委託に係る届出)

第18条 利用者は、受入地への建設発生土の搬入業務を第三者に委託しようとするときは、建設発生土受入申請書の提出時に搬入車両一覧表を併せて提出することにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、受入地への建設発生土の搬入業務を第三者に委託したときは、自らの責任において、受託した者が行う当該業務に関し、適正な指導及び監督をしなければならない。

(受入料の支払)

第19条 市長は、利用者の受入地への建設発生土の搬入完了を確認したときは、市の発行する納付書により受入料の支払を請求するものとする。

2 利用者は、前項の規定による請求を受けたときは、市長の示す支払期限までに、当該受入料の支払を行わなければならない。

(履行遅延による延滞)

第20条 利用者が、受入料を支払期限までに支払わないときは、当該受入料の額について、支払期限の翌日から支払の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して支払わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第21条 利用者は、受入地に建設発生土以外の物を搬入してはならない。

2 利用者は、第18条第1項の規定により搬入業務を委託する場合を除き、利用契約に基づく権利を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(損害賠償)

第22条 利用者は、故意又は過失により受入地及び受入地に建設発生土を搬入するために使用する施設を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、原状に復する額に相当する金額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、受入地の利用等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条、第16条関係)

受入地の名称	受入地の位置	受入料 (1 m ³ 当たりの単価)			
		第一種建設 発生土	第二種建設 発生土	第三種建設 発生土	第四種建設 発生土
三保貝島地区 公共建設発生土 受入地	静岡市清水区 三保4028番 1 外	9,000円	9,000円	10,700円	12,700円

別表 2 (第12条関係)

判定指標※1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数※2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類工法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

備考

- 1 改良土の場合は、判定指標としてコーン指数のみを計測する。
- 2 コーン指数の計測時の 1 層ごとの突固め回数は25回とする

別表 3 (第17条関係)

搬入車両区分	換算値 (m ³ /台)
10トン車	5.5 m ³
8トン車	4.4 m ³
6トン車	3.3 m ³
4トン車	2.2 m ³
2トン車	1.1 m ³

様式第1号（第9条関係）

建設発生土受入申請書

令和 年 月 日

（あて先）静岡市長

申請者 住 所
会社名
氏 名

（法人にあつては、事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

建設発生土受入地に、建設発生土を搬入したいので、次のとおり申請します。

搬入期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
搬入開始時期	令和 年 月 日
工 事 名	
工 事 個 所	静岡市 区
担 当 者 （職、氏名及び連絡先）	（電話） （FAX）
搬入予定土量	第 種 m^3
車両別搬入土量※	10ト車 台 m^3
	4ト車 台 m^3
	2ト車 台 m^3
車 両 標 識 必 要 枚 数 ※	枚
土壌汚染対策法等 に基づく調査結果 （□に✓を記入）	<input type="checkbox"/> 基準を満たしている <input type="checkbox"/> 調査対象地ではない
備 考	※欄…変更申請時は、変更後の総量を記載してください。 工事名、工事個所が複数ある場合は別途添付書類に記載してください。 （様式不問）

○添付書類

- ・搬入車両一覧表（様式第2号）
- ・搬入計画書
- ・建設発生土受入地への搬入経路図
- ・土質試験結果
- ・静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例 様式第13号 土砂等発生元証明書

様式第2号（第9条関係）

搬入車両一覧表

申請者
会社名
氏名

No.	搬入者・搬入事業者名	搬入車両（車両番号）	積載量（t）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			